

# 青森県報

号外第五十三号

平成十六年  
六月二十四日  
(木曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展の初日以前に納付する場合の使用料の徴収事務の委託……

教 育 課  
文 化 課  
保 護 課  
一

## 告 示

青森県告示第四百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、サークルケイ・ジャパン株式会社東北事業部に対し、平成十六年六月二十四日から同年八月二十三日までの間における青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展の初日以前に納付する場合の使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭